

## 調達件名：情報提供等記録開示システムに係るアプリケーション保守

項	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答	仕様書修正
1	11	16	2.5	1	「本調達以外の関係者のスケジュールについて何らかの原因による遅延等の変更が発生した場合も、受託者は該当関係者と調整の上、本番運用に影響のないよう作業を遂行すること」とありますが、「何らかの原因」とあるように、原因が不明確なものに対して「本番運用に影響のないよう作業を遂行すること」は困難です。「対応方法について内閣府と協議すること」等の表記にしたほうがよいと思います。	仕様書の要件を満たす提案が可能になるようにするため。	ご意見を踏まえ、以下のとおり調達仕様書を修正いたします。 「本調達以外の関係者のスケジュールについて何らかの原因による遅延等の変更が発生した場合も、受託者は該当関係者と調整又は内閣府と対応方法について協議し、本番運用に影響のないよう作業を遂行すること。」	○
2	22	24	6.2	4	「マニュアル類」の具体的内容を明示して頂きたいです。	要件が不明確であり、必要な体制、費用を見積もれないため。	保守事業者向けマニュアル（リリース作業手順書、貸出作業手順書等）となります。 なお、ご意見を踏まえ、閲覧資料に「情報提供等記録開示システムの設計・開発等業務 保守事業者向けマニュアル」を追加いたしました。	○
3	23	16	6.3	4	「マニュアル類」の具体的内容を明示して頂きたいです。	要件が不明確であり、必要な体制、費用を見積もれないため。	保守事業者向けマニュアル（リリース作業手順書、貸出作業手順書等）となります。 なお、ご意見を踏まえ、閲覧資料に「情報提供等記録開示システムの設計・開発等業務 保守事業者向けマニュアル」を追加いたしました。	○
4	24	18	7.1.1	1	「受託者は内閣府及び運用業者から連絡を受けた場合、発生している事象について確認し、内閣府及び運用業者へ業務影響等の確認結果を報告すること。内閣府及び運用業者は受託者からの報告内容を基に、発生している事象の緊急度と影響範囲から保守時間外の対応要否を判断する」とありますが、この表現だと、内閣府及び運用業者が緊急度と影響範囲の判断を何も行わずにアプリケーション保守業者に閣内連絡が入り、アプリケーション保守業者が緊急度と影響範囲を判断するように見えます。緊急度と影響範囲の判断は内閣府及び運用業者にて実施頂き、その結果でアプリケーション保守業者に連絡するか否かを判断して頂く、という表現にして頂き、保守時間外の対応が必要な緊急度、影響範囲の基準と想定頻度をお示し下さい。※現状の要件では実質的に24時間対応の要件となります。	・内閣府及び運用業者とアプリケーション保守業者間の役割分担が曖昧となるため。 ・アプリケーション保守業者の24時間対応体制確保に係る費用が高額となるため。 ・要員に求められるスキルによっては、24時間対応体制の確保が困難であるため。	ご意見を踏まえ、以下のとおり調達仕様書を修正いたします。 「発生した事象の緊急度、影響範囲及び保守時間外の対応要否を内閣府及び運用業者にて判断するに当たり、内閣府及び運用業者より業務影響等の確認依頼を受領した場合は、受託者は確認結果を報告すること。」 なお、頻度等について、情報提供等記録開示システム全体のインシデント件数は6件/日を想定しています。このうち、受託者にて対応する頻度及び時間外対応の頻度等については、類似システムの保守経験等を基に、お見積りください。	○
5	25	27	7.2 表7 項番2	4	不具合対応作業の対象の中に、「セキュリティ（設計）、基盤（設計）、業務（設計）」とありますが、対象が曖昧なため、明確に例示して頂きたいです。	要件が不明確であり、必要な体制、費用を見積もれないため。	ご意見を踏まえ、「アプリケーションプログラム、基本設計、詳細設計、プログラム設計、保守設計等」とし、調達仕様書を修正いたします。	○
6	27	5	7.2.2	4	不具合対応作業の対象の中に、「セキュリティ（設計）、基盤（設計）、業務（設計）」とありますが、対象が曖昧なため、明確に例示して頂きたいです。	要件が不明確であり、必要な体制、費用を見積もれないため。	ご意見を踏まえ、「アプリケーションプログラム、基本設計、詳細設計、プログラム設計、保守設計等」とし、調達仕様書を修正いたします。	○
7	28	-	7.2.2 表9 項番9	1	「機能改修や機能追加等の仕様変更を行った場合」を以下の通り修正して頂きたいです。 「ペネトレーションテストを実施していない画面、ボタン及びリンクの追加を伴う機能改修や機能追加等の仕様変更を行った場合。」 また、以下の文章を追記頂きたいです。 「なお、ペネトレーションテストについては閲覧資料「アプリケーション保守実施計画書」を参照すること。」	機能改修、機能追加等の仕様変更を行った場合でも、フォントやレイアウト変更等が変更の内容であればペネトレーションテストは不要であると考えられるため。	ご指摘を踏まえ、以下の文言を調達仕様書に追記いたします。 「ただし、既にペネトレーションテストを実施済の画面等に対する軽微な機能改修及び機能追加の場合は、ペネトレーションテストの実施について、内閣府と協議の上、対象外とすることを可とする。」 また、ご意見を踏まえ、以下の文言を調達仕様書に追記いたします。 「なお、ペネトレーションテストについては閲覧資料「アプリケーション保守実施計画書」を参照すること。」	○
8	28	-	-	2	小規模作業に係る作業として、既存ページ（仕様変更）、新規ページを対象に、年に一回などアクセシビリティチェックを実施する必要があると思います。	現在、マイナポータルへのアクセシビリティ対応方針は、公開している「アクセシビリティ方針」ページで、「マイナポータルは「JIS X 8341-3:2016」達成等級A及びAAに準拠することを目標とします」となっているため。	仕様変更を実施した既存ページ及び新規ページへのアクセシビリティチェックについては、「7.2.2 不具合対応」又は「7.2.3 小規模作業対応」にてページの改修・追加を行う際に実施いたします。 なお、ご意見を踏まえ、「7.2.2 不具合対応」及び「7.2.3 小規模作業対応」にアクセシビリティに係る対応を追記いたしました。	○
9	29	6	7.2.3	3	「小規模作業に係る費用は、各年度終了時に対応工数に応じて精算払いを行うこととする。」を以下の通り修正して頂きたいです。 「小規模作業に係る費用は、各年度終了時に対応工数に応じて精算を行うこととする。」	年度終了時にのみ支払いが行われる場合、作業費用を捻出することができないため、年度開始時に想定される上限にて契約を行い年度終了時に実績の対応工数に応じて精算を行う必要があると考えます。	調達仕様書に記載のとおり、小規模作業に係る費用は年度終了時に精算払いを行いますので、調達仕様書は原案のとおりといたします。	
10	29	17	7.2.3	1	「ウ その他、内閣府にて必要と判断した作業」を以下の通り修正して頂きたいです。 「ウ その他、内閣府と受託者間で協議の上、必要と判断した作業」	要件が不明確であり、対応困難な作業が発生する可能性があるため。	内閣府にて必要と判断した作業について、内閣府と受託者にて、作業の実施範囲、対応工数及びスケジュールについて合意の上、受託者にて小規模作業を実施することから、調達仕様書は原案のとおりといたします。	

項	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答	仕様書修正
11	30	-	7.2.6	4	アプリケーション保守業者による資源管理は、あくまでも持ち主である運営主体から資源を借り受け、運営主体から資源管理業務の委託を受けて実施する位置づけと認識していますので、その旨の追記を頂きたいと思えます。	要件が不明確であり、必要な体制、費用を見積もれないため。	ご意見を踏まえ、以下のとおり調達仕様書を修正いたします。 「上記アプリケーションプログラム及び設計書等は内閣府が所有するものであり、受託者は内閣府に代わり構成管理を実施することに留意すること。」	○
12	33	16	7.4.1	1	「起点（問い合わせ受付時間）は、メールを受信した時刻とする。」を以下の通り修正して頂きたいと思えます。 「起点（問い合わせ受付時間）は、保守時間内にメールを受信した場合はメールを受信した時刻とし、保守時間外にメールを受信した場合は翌平日の保守時間開始の時刻とする」	保守時間外はSLAの起算外にすべきと考えるため。	ご意見のとおり修正いたします。	○
13	33	16	7.4.1	1	「起点（問い合わせ受付時間）は、メールを受信した時刻とする。」を以下の通り修正して頂きたいと思えます。 「起点（小規模作業対応可否回答時間）は、保守時間内にメールを受信した場合はメールを受信した時刻とし、保守時間外にメールを受信した場合は翌平日の保守時間開始の時刻とする」	問い合わせ受付時間の記載は誤記と思われるため。また、保守時間外はSLAの起算外にすべきと考えるため。	上記項番12にて修正したとおり、保守時間内はメールを受信した時刻とし、保守時間外は翌平日の保守時間開始の時刻とします。 なお、「起点（問い合わせ受付時間）」は、意見招請期間中に差し替え版として公示した調達仕様書にて「起点（依頼受付時間）」に修正済のため、調達仕様書は原案のとおりとします。	
14	34	5	7.4.1	1	「起点（駆けつけ対応時間）は、内閣府又は運用業者からの駆けつけの要請を、メール又は電話により受信した時刻とする。」を以下の通り修正して頂きたいと思えます。 「起点（駆けつけ対応時間）は、内閣府又は運用業者からの駆けつけの要請を、メール又は電話により受信し担当者が内容を確認した時刻とする。」	メールによる連絡のみの場合、駆けつけの要請が即時に伝わらない可能性があるため。	「7.1.1 システム運用に係る保守要件」にて示すとおり、緊急対応が必要な場合については、対応時間外においても原則2時間以内の駆けつけを要件としております。なお、調達仕様書について、以下のとおり文言を補足します。 ア 駆けつけ対応時間とは、保守時間内において運用拠点への駆けつけが必要と判断された場合又は保守時間外において緊急対応が必要と判断された場合、内閣府又は運用業者からの要請に応じて、運用拠点に駆けつけるまでの時間のことである。	
15	34	5	7.4.1 SLA項目 (2) イ	2	「起点（駆けつけ対応時間）は、内閣府又は運用業者からの駆けつけの要請を、メール又は電話により受信した時刻」と記載がありますが、連絡がメールのみの場合、他作業等の対応により確認が遅れるリスクがあるため、メールと電話の両手段による連絡方法に記載を変更する方が望ましいと考えます。	緊急時における初動対応を早めるため。	該当の記載は、駆けつけ対応時間の起算点であり、電話又はメールによる連絡受信時刻の早い方となります。 また、他事業者との連絡手段については、運用設計書に基づき、メール又は電話（原則メール）とします。	
16	36	8	7.4.2	2	「契約の解除に相当する状況にいたる場合は、内閣府の要求する品質のサービスレベルを提供する能力がないものと判断し、受託者としての資格の一定期間の剥奪、さらには次回契約更改時の入札停止等のペナルティを課することがある。」に対して以下の内容を追記願います。 「また、計画の解除に伴い他の事業者が本業務を受託した場合は引継ぎを実施すること」	契約解除の際にも引継ぎが必要であるため。	ご意見のとおり修正いたします。	○
17	39	30	8.2.2	4	「アプリケーション保守期間中、通常の保守作業を実施する体制に加え、画面等に係る軽微な改修の要望が発生した際にはこれに迅速に対応できる体制を整えること。」について軽微な改修の範囲及び軽微な改修に対して迅速に対応が必要となる頻度を具体的に記載して頂ければと思えます。	必要な体制、費用を適正に見積もるため。	「画面等に係る軽微な改修」については、小規模作業を想定した記載であり、作業期間及び作業頻度に関しては作業規模や他の小規模作業対応との優先順位を整理し、決定することを想定しております。 なお、該当の文言については要件の再検討を行い、以下のとおり修正しております。 「アプリケーション保守期間中、通常の保守作業を実施する体制をとること。なお、「7.4.1 SLA項目」に示す目標値を達成可能な体制を整えること。」	○
18	40	25	8.3.1	1	「情報システムの保守の経験年数を10年以上有し、かつシステム設計・開発の責任者としての経験を有すること。」を以下の通り修正して頂きたいと思えます。 「情報システムの保守または開発の経験年数を10年以上有し、かつシステム設計・開発の責任者としての経験を有すること。」	・要件を満たす要員が限定されるため。 ・体制構築が困難または費用が高額となる可能性があるため。 ・開発の経験であっても本業務に求められるスキルを満たせると考えるため。	ご意見を踏まえ、以下のとおり調達仕様書を修正いたします。 「プロジェクト管理の知識・コミュニケーションスキルを有し、情報システムの保守又は開発の経験年数を10年以上有していること。また、情報システムの保守又は開発の責任者としての経験を有すること。」	○
19	40	24	8.3.2	1	「情報システムの保守の経験を有すること。」を以下の通り修正して頂きたいと思えます。 「情報システムの保守または開発の経験を有すること。」	・要件を満たす要員が限定されるため。 ・体制構築が困難または費用が高額となる可能性があるため。 ・開発の経験であっても本業務に求められるスキルを満たせると考えるため。	ご意見のとおり修正いたします。	○
20	40	29	8.3.3	4	「作業グループ責任者」についての記載がありますが、作業グループ責任者に求められる具体的な役割、条件等について記載の追加をお願いします。	作業グループ責任者の役割、条件が明確ではないため。	ご指摘の文言については、誤記であるため、調達仕様書を修正いたします。	○

項	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答	仕様書修正
21	41	5	8.3.3	1	「アプリケーションプログラムの改修等に当たって汎用パッケージを使用する場合に、当該パッケージのベンダー認定資格があるときは、必要な作業グループに当該ベンダー認定資格を有する者を配置させること。」とありますが、保守作業に起因して今後新たな汎用パッケージの使用を開始する場合に有資格者を配置する必要があるとの認識です。 現状利用されている汎用パッケージに関しても有資格者を配置する必要がある場合は、その対象パッケージを明示して下さい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>要件を満たす要員が限定されるため。</li> <li>体制構築が困難または費用が高額となる可能性があるため。</li> </ul>	汎用パッケージに係るベンダー認定資格保有者については、今後新たに使用を開始する汎用パッケージに限らず、現在使用されている汎用パッケージがある場合も、配置されることが望ましいと考えております。 なお、ご意見を踏まえ、以下のとおり調達仕様書を修正いたします。 「アプリケーションプログラムの改修等に当たって汎用パッケージを使用する場合に、当該パッケージのベンダー認定資格があるときは、必要な作業グループに当該ベンダー認定資格を有する者を配置させることが望ましい。」	○
22	41	14	8.4.1	1	「開発環境の機器等を設置するスペース（以下「マシンルーム」という。）を整備し、執務等を行うスペースと物理的に区切ること。」と記載がありますが、マシンルームの要件削除をお願いします。 また、上記により「(2)アプリケーション保守拠点のセキュリティ要件」と「(3)マシンルームのセキュリティ要件」を統合願います。	本業務の開発環境にて扱うデータはテストデータであり、マシンルームを別途用意し、セキュリティ要件をアプリケーション保守拠点と分ける必要は無いと考えるため。	ご意見のとおり修正いたします。	○

- 注) 1. 種別欄には、意見の種類を以下から選択して、その番号を記載すること。  
 [1. 要求水準を下げる 2. 要求水準を上げる 3. 文章だけを修正する 4. その他]  
 2. 意見及び理由は、明確かつ簡潔に記載すること。  
 3. 本様式の変更は行わないこと。  
 4. 電子媒体（CD-R等）も併せて提出のこと。

## 調達件名：情報提供等記録開示システムに係るアプリケーション保守

項番	頁番号	行番号	項目	種別	質問等	理由	回答	仕様書修正
1	11	4	2.3.3	1	「受託者がアプリケーション保守を実施するアプリケーション保守拠点については、運用拠点外に設置する」とありますが、運用拠点外とは、運用業者と同部屋以外という意味でしょうか。	アプリケーション保守拠点が運用業者の拠点と同一のロケーションか否かを明確にしたいため。	運用保守拠点とアプリケーション保守拠点が物理的に独立し、それぞれにおいて、入退室管理要件及びセキュリティ要件等を満たしていることを求める記載であり、同建物等内に運用保守拠点とアプリケーション保守拠点があることは問題ありません。	
2	11	13	2.5	1	「受託者は、本調達に関する詳細なスケジュールを提案するとともに、内閣府と協議の上で作業実施計画書を決定すること。番号法のマイルストーンや業務イベントを考慮した十分な体制を構築し、円滑な実施に備えること」とありますが、想定される「番号法のマイルストーンや業務イベント」については、その前後5営業日ずつおよびイベント対象日は通常時の5割増し体制を敷くことでよいでしょうか。	時々のイベント毎に対応可能な人員を選出し、体制を検討する必要があるため。	作業体制については、「8.2 受託者の体制」の要件を元に最適な体制をご検討の上、提案願います。	
3	11	15	2.5 作業スケジュール	1	「なお、本調達以外の関係者のスケジュールについて何らかの原因による遅延等の変更が発生した場合も、受託者は該当関係者と調整の上、本番運用に影響のないよう作業を遂行すること。」とありますが、受託者の責以外の原因により遅延等が発生する場合は、本番運用に影響を及ぼさない対応方法の実施について、内閣府様と協議の上で決定する、という理解でよろしいでしょうか。	対応可能な現実的な提案を行うため。	ご意見を踏まえ、以下のとおり調達仕様書を修正いたします。  「本調達以外の関係者のスケジュールについて何らかの原因による遅延等の変更が発生した場合も、受託者は該当関係者と調整又は内閣府と対応方法について協議し、本番運用に影響のないよう作業を遂行すること。」	○
4	11	15	2.5 作業スケジュール	1	「なお、本調達以外の関係者のスケジュールについて何らかの原因による遅延等の変更が発生した場合も、受託者は該当関係者と調整の上、本番運用に影響のないよう作業を遂行すること。」とありますが、該当関係者との調整については、原則内閣府様経由での調整となる認識でよろしいでしょうか。	対応工数を算出するため。	ご認識のとおりです。	
5	15	3	4.1 表3 項番5	1	「(1) 問い合わせ対応」「(4) 予防保守対応」で想定される、月あたりの最大対応件数を教えてください。	要件が不明確であるため。	情報提供等記録開示システム全体のインシデント件数は6件/日を想定しています。このうち、受託者にて問い合わせ対応を行う件数等については、類似システムの保守経験等を基にお見積りください。 また、予防保守対応の件数につきましては、閲覧資料「情報提供等記録開示システムの設計・開発等業務 運用設計書」運用フロー及び類似システムの保守経験等を基にお見積りください。	
6	14 25 27		4.1 表3 7.2 表7 7.2.2	1	不具合とは以下の定義で認識相違ありませんでしょうか。 「プログラムの改修が必要、かつ設計書と相違がある案件を不具合と称する」	小規模作業対応との相違を明確にすることで、提案内容および見積もりを、より正確に検討するため。	アプリケーションの不具合については、設計書との相違有無によらず、「7.2.2 不具合対応」にて対応願います。なお、不具合の具体的な判断基準については、受託後に、内閣府と協議の上で決定することとします。	
7	15 25 29		4.1 表3 7.2 表7 7.2.3	1	プログラム改修に対する小規模作業とは以下の定義で認識相違ありませんでしょうか。 「不具合以外でプログラム改修を行う案件。機能追加や機能変更について、論点整理を含む要件検討から着手する。」	小規模作業対応の定義を明確にすることで、提案内容および見積もりを、より正確に検討するため。	プログラム改修に対する小規模作業については、「不具合以外でプログラム改修を行う案件」にて認識に相違ございません。 ただし、論点整理を含む要件検討は内閣府にて実施することを想定しており、受託者に支援を依頼する場合には、「7.2.3 小規模作業対応 (4) ア 論点資料作成等要件定義支援作業」にて対応願います。	
8	18	-	4.2 成果物の範囲、納品期日等 表4 項番17	1	「開発環境の貸出」と記載されていますが、ここでいう開発環境とは受託者がアプリケーションの修正を実施する際に使用する環境だと認識しています。開発環境を受託者以外に貸し出すという理解ではなく、受託者内で使用者を管理するという理解で合っておりますでしょうか。	対応工数を算出するため。	ご認識のとおりです。	
9	21		5 表5	1	インターフェイス数に記載された認証連携先の数は、提案作成根拠として、いくつ想定してますでしょうか。	今後の拡張を含め、提案内容および見積もりについては、「マイルストーンや業務イベント」を考慮する必要があるため。	認証連携先の数については、連携機関において想定されるトランザクション数などに応じて異なりますので、現時点では具体的にお示しすることはできません。	
10	22	12	6.2 保守関連成果物の改善・更新 (1)	1	「受託者は、アプリケーション保守作業を確実に実施できるよう、設計・開発等で作成された要件定義書、保守設計書、マニュアル類等の保守関連成果物（以下「保守関連成果物」という。）について利用者の視点で確認し、必要に応じて改善すること。」と記載がありますが、アプリケーション保守業者として保守する上で必要となる修正のみ行うという認識で良いでしょうか。	提供された成果物の不整合等、保守に直接必要としない修正を実施すると対応工数が増大してしまうため。	ご認識のとおりです。	
11	24	15	7.1.1 システム運用に係る保守要件 (2)	1	保守時間外の対応に「保守時間外における受託者への連絡は、電話、メール等で行う。保守時間外においても携帯電話等により内閣府及び運用業者と連絡が取れ、運用業者への作業指示等、初動対応が可能な体制を整備すること。 受託者は内閣府及び運用業者から連絡を受けた場合、発生している事象について確認し、内閣府及び運用業者へ業務影響等の確認結果を報告すること。内閣府及び運用業者は受託者からの報告内容を基に、発生している事象の緊急度と影響範囲から保守時間外の対応要否を判断する。」とありますが、内閣府及び運用業者にて、国民等利用者への影響があり、緊急性があると判断された場合において、受託者に連絡が入るものとの解釈でよろしいでしょうか。 また、協議の上、即時対応とするか翌保守時間内に対応するか確定するものとの認識でよろしいでしょうか。	対応工数を算出するため。 (全て即時対応となると、保守時間内と保守時間外で待機する場所が異なるだけで、24時間対応できる人員を常に用意しておく必要があり、そのための工数が発生するため)	「国民等利用者への影響があり、緊急性があると判断された場合」以外においても、業務影響、重要度及び緊急度を勘案し、内閣府及び運用業者より調査依頼を受領した場合は対応願います。 なお、即時対応か翌日時間内対応かにつきましては、内閣府、運用業者及び受託者にて協議の上、内閣府及び運用業者にて判断いたします。	

項番	頁番号	行番号	項目	種別	質問等	理由	回答	仕様書修正
12	25	14	7.1.3	1	「内閣府、運用業者が行う「障害対応等訓練」「DR運用手順の定期訓練」に対し、必要に応じて小規模作業対応として支援作業を行う」とありますが、「障害対応等訓練」「DR運用手順の定期訓練」の作業量（頻度、期間/回、必要体制（要員数）等）を示すものはあるでしょうか。	要件が不明確であるため。	障害対応等訓練及びDR運用手順の定期訓練の開催頻度は年1回を予定しています。必要体制は、閲覧資料情報提供等記録開示システムの設計・開発等業務運用設計書」運用フローを元に、お見積りください。	
13	25	14	7.1.3 教育訓練(2)	1	「内閣府、運用業者が行う「障害対応等訓練」「DR運用手順の定期訓練」に対し、必要に応じて小規模作業対応として支援作業を行う。」とありますが、訓練の具体的な内容と想定頻度を教えてください。	要件が明確ではないため。	障害対応等訓練及びDR運用手順の定期訓練の開催頻度はいずれも年1回を予定しております。具体的な内容については、閲覧資料「情報提供等記録開示システム 運用設計書」を参照ください。	
14	25	7	7.2	1	「(1) 問い合わせ対応」「(4) 予防保守対応」で想定される、月あたりの最大対応件数を教えてください。	要件が不明確であるため。	情報提供等記録開示システム全体のインシデント件数は6件/日を想定しています。このうち、受託者にて問い合わせ対応を行う件数等については、類似システムの保守経験等を基にお見積りください。また、予防保守対応の件数につきましては、閲覧資料「情報提供等記録開示システムの設計・開発等業務 運用設計書」運用フロー及び類似システムの保守経験等を基にお見積りください。	
15	25	-	7.2 アプリケーション保守作業表7 項番1 項番2	1	項番1の問い合わせ対応に「運用業者から振り分けられた問い合わせに対し、受付、回答管理、影響調査の対応を問い合わせ管理として行う。」と記載がありますが、情報連携開始後の実績に基づいた想定回数をご教示頂けますでしょうか。また、項番2の不具合対応についても、「運用業者から振り分けられたアプリケーション保守に関する不具合に対し、原因調査、暫定対処、恒久対処（アプリケーションの改修を含む）を実施する。」と記載がありますが、想定件数をご教示頂けますでしょうか。	対応工数を算出するため。	情報提供等記録開示システム全体のインシデント件数は6件/日を想定しています。このうち、項番1「問い合わせ対応」及び項番2「不具合対応」にて対応する件数については、類似システムの保守経験等を基に、お見積りください。	
16	25	32	7.2 表7 項番3	1	小規模対応作業の中に、「(1) 論点資料作成等要件定義支援作業」とありますが、「支援」という表現があるということは「作業主体」が居て、その作業を支援するという意味に捉えられますが、作業主体は内閣府様と考えてよいでしょうか。	要件が不明確であり、必要な体制、費用を見積もれないため。	ご認識のとおりです。	
17	26	-	7.2 アプリケーション保守作業表7 項番4	1	項番4の予防保守対応に「ソフトウェア変更対応、ハードウェア変更対応に伴う影響調査等の予防保守」と記載がありますが、機器等の提供(保守)者から、ミドルウェアのバージョン/リビジョンアップ(不具合改良版)やパッチ適用の提案があるケースがあると考えます。この場合、本作業で業務アプリケーションへの影響調査を行う必要があります。よって、上記は「ミドルウェアバージョンアップやパッチ適用、アプリケーション変更対応に伴う影響調査等の予防保守」と理解しておりますが、認識合っておりますでしょうか。	本調達に含めるべき作業が、曖昧であるため。	ご認識のとおりです。	
18	26		7.2 表7	1	内閣府によるセキュリティ監査が実施される頻度、指摘の範囲について明記いただくことは可能でしょうか。	提案内容および見積もりを、より正確に検討するため。	セキュリティ監査の実施内容につきましては、システムの稼働状況等を踏まえて検討を行うものであり、現時点で詳細をお示しできるものではありません。なお、頻度については、年1回を想定しております。	
19	27	2	7.2.2	1	不具合対象案件として、インシデントに対し対処の要否を振り分けるのは、運用業者が実施する認識に相違ないでしょうか。	提案内容および見積もりを、より正確に検討するため。	ご認識のとおりです。ご意見を踏まえ、調達仕様書を以下のとおり修正いたします。 「問い合わせ案件のうち、運用影響等を考慮し、対処を要する案件として、運用業者にて振り分けられたインシデントに対して、原因調査、暫定対処、恒久対処を実施すること。」	○
20	27	-	7.2.2 不具合対応表9	1	マイナポータルは、「JIS X 8341-3:2016」達成等級A及びAAに準拠することを目標としているため、本調達の範囲内で内閣府様と合意した上で、1回/年程度の定期的なチェックを小規模対応作業として実施するという理解でよろしいでしょうか。	アクセシビリティチェックを定期的実施することは必要であると想定するため。	マイナポータルに係るアクセシビリティチェックについては、「7.2.2 不具合対応」又は「7.2.3 小規模作業対応」にてページの改修・追加する際に実施します。	
21	28	-	7.2.2 不具合対応表9 項番9	1	項番9のペネトレーションテスト(Webアプリセキュリティ診断)に「下記の改修を実施した場合にペネトレーションテスト(Webアプリセキュリティ診断)を実施する。 ・機能改修や機能追加等の仕様変更を行った場合」と記載がありますが、ここで言うペネトレーションテストとは不具合対応に係るものであり、機能改修や機能追加に係るペネトレーションテストは小規模作業対応に含まれると理解しておりますが、認識合っておりますでしょうか。	機能改修、機能追加に伴うペネトレーションテストは不具合対応とは別対応の想定のため。	項番9に記載のペネトレーションテストは、「7.2.2 不具合対応」に係る機能改修や機能追加等に対して実施するものであり、不具合対応の範囲内です。 「7.2.3 小規模作業対応」において機能改修や機能追加等を実施した際のペネトレーションテストは、小規模作業の範囲内で実施いたします。	
22	28		7.2.2 表9	1	ペネトレーションテストを実施する契機は改修、機能追加、仕様変更と記載されていますが、これらの対応によって脆弱性の確認が必要とAP保守事業者が判断したものを対象とし、実際の対応にあたっては協議の上、実施するものと理解していますが、齟齬はありますでしょうか。	ペネトレーションテストの想定実施頻度をより正確に把握するため。	「7.2.2 不具合対応」にて機能改修や機能追加等の仕様変更を行った場合のペネトレーションテストについては、既にペネトレーションテストを実施済の画面等に対する軽微な機能改修及び機能追加であり、内閣府と協議し決定した場合に、対象外とすることが可能です。	

項番	頁番号	行番号	項目	種別	質問等	理由	回答	仕様書修正
23	29	4	7.2.3	1	小規模作業に係る工数について、「平成29年度50人月、平成30年度120人月、31年度120人月を上限とし、小規模作業に係る費用は、各年度終了時に対応工数に応じて精算払いを行う」との記載がありますが、これは小規模作業対応以外の作業（問い合わせ対応や不具合対応等）には固定費がかかりますので、最低限の固定費（工数）は確保し、それ以外の対応は上記小規模作業という位置づけで、上記工数範囲内で実施するという考え方で合っていますでしょうか。	要件が不明確であるため。	ご認識のとおり、「7.2 アプリケーション保守作業」のうち、「7.2.3 小規模作業対応」以外の作業（問い合わせ対応や不具合対応等）は作業工数による精算払いは行わず、「7.2.3 小規模作業対応」については作業工数による精算払いを実施いたします。	
24	29	4~6	7.2.3	1	「小規模作業に係る工数は、平成29年度50人月、平成30年度120人月、31年度120人月を上限とし、小規模作業に係る費用は、各年度終了時に対応工数に応じて精算払いを行うこと」とありますが、年度毎に指定工数の範囲内で作業を実施し、年度毎に精算を行うという理解でよろしいでしょうか。	小規模作業の実施における年度毎の考え方を明確にして、必要な提案内容および見積もりを、より正確に検討するため。	ご認識の通りです。	
25	29	4	7.2.3 小規模作業対応	1	「小規模作業に係る費用は、各年度終了時に対応工数に応じて精算払いを行うこと」と記載がありますが、作業工数が年度毎に設定された上限工数を超過する際は作業着手前に超過工数分を別契約とする調整を行い、また上限工数に未達の場合は翌年度へ工数繰越を行うことはないと想定しておりますが、認識合っておりますでしょうか。	精算方法を明確化するため。 月毎の小規模作業量に依存することなく、体制維持に掛かる工数は毎月等しく消費される想定のため。	「7.2.3 小規模作業対応」に係る費用は精算払いであり、小規模作業が発生しなかった場合であっても、体制維持費としての支払いは想定しておりません	
26	29	18~30	7.2.4	1	予防保守対応として記載されている内容は、ハードウェア、ソフトウェア変更、セキュリティ監査等に伴う影響を調査し結果を報告すること、となっているが、本来の予防保守は、過去故障傾向等に基づき、あらかじめ予見される障害への措置として事前に実施するもの、と認識しておりますが、識齟齬はありますでしょうか。	提案内容および見積もりを、より正確に検討するため。	本調達において、「予防保守対応」として定める作業は、「7.2.4 予防保守対応」に示す作業であり、マイナポータルOS、ブラウザ等のバージョンアップ対応及びセキュリティ脆弱性への対応等を含みます。なお、過去故障傾向等に基づく事前措置の実施を含め、本調達の要件を充足しマイナポータルの安定した運用に資するものについては積極的に御提案ください。	
27	33	10	7.4.1 SLA項目 (1) オ	1	「問い合わせを実施した利用者に対して連絡を試みたが、連絡を取ることができなかった場合には、連絡を試みた時点を終点（一次回答時間）とする。」と記載がありますが、利用者とは「内閣府又は運用業者」と読み替えてよろしいでしょうか。	対応工数を算出するため。	ご指摘の箇所は誤記であるため、調達仕様書を修正いたします。	
28	39	13	8.2.2 アプリケーション保守開始後の体制	1	「アプリケーション保守期間中、通常の保守作業を実施する体制に加え、画面等に係る軽微な改修の要望が発生した際にはこれに迅速に対応できる体制を整えること。」とありますが、軽微な改修については、画面文言の変更程度の作業と想定してよいでしょうか。また、影響範囲を確認し、対応スケジュールを調整させていただいた上で実施するという認識でよいでしょうか。	対応工数を算出するため。	「画面等に係る軽微な改修」につきましては、小規模作業を想定した記載であり、作業規模及び対応スケジュールに関しては、他の小規模作業対応との優先順位を整理し、決定することを想定しております。  なお、該当の文言につきましては要件の再検討を行い、以下のとおり修正しております。 「アプリケーション保守期間中、通常の保守作業を実施する体制をとること。なお、「7.4.1 SLA項目」に示す目標値を達成可能な体制を整えること。」	
29	39	30	8.2.2	1	「アプリケーション保守期間中、通常の保守作業を実施する体制に加え、画面等に係る軽微な改修の要望が発生した際にはこれに迅速に対応できる体制を整えること」とありますが、「画面等に係る軽微な改修の要望に迅速に対応する体制」は、「小規模対応体制」の範囲と捉えてよいでしょうか。	要件が不明確であるため。	ご認識のとおり、「画面等に係る軽微な改修」は小規模作業を想定し記載してはありますが、要件の再検討を行い、以下のとおり修正しております。 「アプリケーション保守期間中、通常の保守作業を実施する体制をとること。なお、「7.4.1 SLA項目」に示す目標値を達成可能な体制を整えること。」	
30	39	12~15	8.2.2	1	アプリケーション保守期間中、通常の保守作業を実施する体制に加え、画面等に係る軽微な改修の要望が発生した際にはこれに迅速に対応できる体制を整えること」とありますが、「軽微な改修」とは「7.2.3 小規模作業対応」に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	提案内容および見積もりを、より正確に検討するため。	ご認識のとおり、「画面等に係る軽微な改修」は小規模作業を想定し記載してはありますが、要件の再検討を行い、以下のとおり修正しております。 「アプリケーション保守期間中、通常の保守作業を実施する体制をとること。なお、「7.4.1 SLA項目」に示す目標値を達成可能な体制を整えること。」	
31	41	-	8.4.1	1	改修確認環境へのアクセスや運用業者に取得してもらったログの受信等、速やかな対応を行うため、アプリケーション保守拠点からセンターを専用線等で接続することは可能でしょうか。	有用な提案をしたいため。	アプリケーション保守拠点から本番用センターへの接続は想定しておりません。	
32	-	-	その他 (記載箇所なし)	1	法令及び制度等の改正によりアプリケーションの改修が発生した場合は、本調達の範囲に規定されている作業項目とは別に調整という想定でよいでしょうか。	要件が不明確であるため。	法令及び制度等の改正に伴うアプリケーションの改修については、「7.2.3 小規模作業対応」に示す工数の範囲内で対応可能な場合は小規模作業対応として対応いたします。なお、左記工数の上限を超える作業については、別途調整とします。	

- 注) 1. 種別欄には、意見の種類を以下から選択して、その番号を記載すること。  
[1. 要求水準を下げる 2. 要求水準を上げる 3. 文章だけを修正する 4. その他]  
2. 意見及び理由は、明確かつ簡潔に記載すること。  
3. 本様式の変更は行わないこと。  
4. 電子媒体 (CD-R等) も併せて提出のこと。